

**一部免除を受けたときは
残りの保険料の納付を忘れずに！**

一般免除は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に承認されます。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。免除が承認されても、納付されない保険料未納期間となってしまうので、ご注意ください。

**年金
トピック**

**令和6年度の一般免除申請
受付は7月からです**

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が免除・猶予となる制度があります。保険料が未納の状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和6年度（令和6年7月～令和7年6月まで）の免除の受付は7月1日から開始します。免除申請は原則として毎年度必要です。なお、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請ができますので、忘れずにお手続きをお願いいたします。

年金 トピック

問い合わせ先 市民協働課市民係 ☎72-1117（内線225・226）／ 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

障がい者(児)への補助制度をご活用ください

～障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します～

☎福祉事務所自立支援係 ☎72-1123（内線502、503、504）

身体障害者タクシー 利用料金等助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

- 内容**=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。
- 交付枚数**=1人につき年度あたり24枚を交付
※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付
- 対象者**=身体障害者手帳1、2級所持者
1級…視覚、肢体、体幹、内部障害のもの
2級…下肢、体幹機能障害のもの
※詳細についてはお問い合わせください。

串間温泉いこいの里 利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温泉いこいの里を利用する際に使用できる、利用者カードを交付します。

- 対象者**=身体障害者手帳・療育手

帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- 助成額**=1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年24回を限度

身体障害者自動車運転免許 取得・改造助成事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

- 内容**
 - ・自動車運転免許取得
自動車運転免許取得に直接要した費用の3分の2以内を助成します(上限額は10万円)。
 - ・自動車改造
自動車の改造に直接要した費用を助成します(上限額は10万円)。
- 対象者**
【自動車運転免許取得】
 - (1) 身体障害者手帳1級から3級までの等級に該当する者
 - (2) 身体障害者手帳4級以下の者で、道路交通法第91条の規定によって定められている者
 - (3) (1)(2)に該当する施設入所者で当該施設長の許可を受け、かつ、自動車運転免許取得が必要であると

判断された者

【自動車改造】

- (1) 身体障害者手帳1級から4級までの等級に該当する者
- (2) 自動車免許を取得しており、道路交通法第91条の規定によって規定された者
- (3) その者が属する世帯が特別障害者手当で用いる所得制限の限度額を超えない世帯である者

※詳細についてはお問い合わせください。

児童発達支援等 利用者負担額助成

児童発達支援等利用者負担額の無償化は、国の制度では、満3歳になって初めての4月1日から3年間で無償化の対象となっていますが、串間市においては、児童発達支援などを利用する子どもにおいて、満3歳からの利用者負担額を無償化の対象とします。

- 対象サービス**=児童発達支援・保育所等訪問支援
- 対象児**=串間市に住所を有し、串間市の発行する障害児通所支援受給者証の交付を受けた満3歳を迎える児童
※詳細についてはお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴

器の購入費用などの一部を助成します。

- 対象経費**=補聴器の購入、修理費
- 助成額**=原則として基準額の3分の2
※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

- 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など
- 補装具、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など

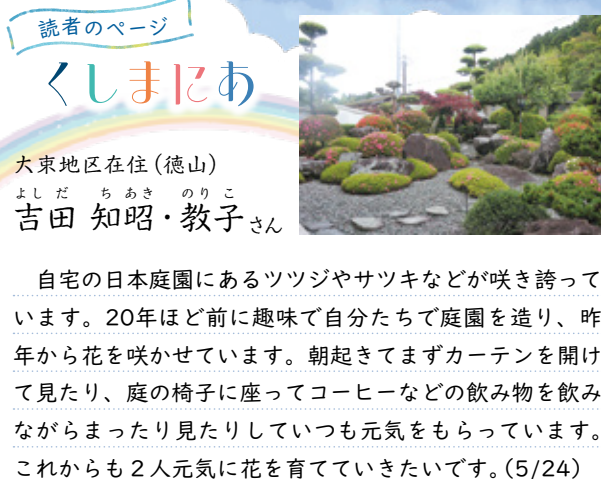
※詳細についてはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

- 支給要件**=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などに

- ・選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)
 - ・全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)
- 【大学院】
- ・修士科目生(半年間在学し、希望する科目を履修)
 - ・修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)
- 出願期間**
- 6月10日(月)～8月31日(土)、9月1日(日)～9月10日(火)【インターネット出願も受け付けています】
- 資料請求(無料)・問**
- 放送大学宮崎学習センター(〒883-0510 日向市本町11番11号)
- ☎0982-5311893



より県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

●手当額

- 1級(重度)月額5万5,350円
- 2級(中等度)月額3万6,860円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

- 支給対象者**=20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。
- 手当額**=月額2万8,840円
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当

- 支給要件**=20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

●手当額=月額1万5,690円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

宮崎県おもいやり 駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁などの公共的施設で優先して駐車することができます。※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

ヘルプマーク・ ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。※ヘルプマークの申請には、原則として各種障害者手帳や難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。

